



熊本県公報

号外 第 43 号
令和 7 年(2025 年)
9 月 17 日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

○熊本県用品調達規則の一部を改正する規則…………… (管理調達課) 1

規 則

熊本県用品調達規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 9 月 17 日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第 32 号

熊本県用品調達規則の一部を改正する規則
熊本県用品調達規則(平成 21 年熊本県規則第 16 号)の一部を次のように改正する。
別表の 1 の項中「、課局にあっては 100,000 円を超えない物品(」を「200,000 円を超えない物品(課局にあっては、」に改め、「、地方支出機関にあっては 200,000 円に満たない物品」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表の規定は、令和 7 年 10 月 1 日以後に主務課の長が購入の決定を行う物品について適用する。